

空港から最前線で日本の安全を支える



空港旅具

黄瀬 愛

令和3年一般職(大卒程度)行政
大阪税関関西空港税関支署
統括監視官(旅具通関部門担当)付

私は、関西空港税関支署旅具通関部門に所属し、関西国際空港から出入国する旅客の手荷物に対する検査を行っております。

旅具通関部門では主に、大麻、覚醒剤、向精神薬といった不正薬物や、銃器・爆発物等のテロ関連物資、知的財産権を侵害する偽ブランド品、ワシントン条約で規制されている動植物等が、海外から日本に不正に持ち込まれていないか検査しています。また、関税や酒・たばこ等の有税品に対する適切な徴税も業務の一環です。旅具職員として求められる知識は多岐に渡りますが、班全体で協力し業務にあたっています。また、税関では研修制度が充実しており、語学研修だけでなく様々な専門知識の研修があり、多くの職員が受講しています。

新型コロナウイルス感染症に対する水際対策緩和により、入国者数は回復する中で、不正物品の密輸入はあとを絶ちません。特に不正薬物の密輸入は極めて深刻な問題で、税関における令和4年度の不正薬物押収量は1トンを超えています。私たち旅具職員は一人ひとりが、航空旅客に対する取締りの最前線として不正物品を日本に持ち込ませないという重大な責任を持ち、日々の業務に励んでいます。一日に何万人と入国する旅客に対して臨機応変に対応しなければならず大変なこともありますが、その分自身が摘発をした際には大きな達成感とやりがいを感じます。

不正物品の密輸入を阻止し、日本の安全を支えることができる税関で皆様と一緒に働いてみませんか。



水際取締りの最前線!



海港取締

柏崎 小雪

令和3年一般職(高卒者)事務
函館税関監視部
統括監視官(取締部門担当)付

私は、函館税関監視部取締部門に所属しており、不正薬物やテロ関連物資など、輸出入してはならない貨物の密輸を水際で阻止するため取締りに従事しています。

具体的には、日本と外国を往来する船舶が入港した際、船長への質問検査、船内検査、入国する乗組員や旅客の所持品に対する検査を行っています。また、陸上巡回、張込、検問等の取締りも行っており、時には海上保安庁や警察などの関係機関と合同で実施しています。さらに、洋上において、入港船や不審漂流物を対象とした監視艇によるパトロールも行っており、密輸を水際で阻止するという使命感のもと、やりがいのある日々を過ごしています。

これらの業務を遂行するにあたり、必要となるのは語学ですが、税関では、語学に関する研修が充実しているため、語学スキルを磨くことができ、そのまま現場の業務に活かすことができます。また、取締りに関する機器を円滑に操作することも必要です。そのため、日々、操作訓練を重ねています。最新の機器が導入されることもあるため、研鑽と挑戦する心を持ち、密輸摘発に向け業務に取り組んでいます。

海港取締は、設備等も充実し女性も働きやすい環境が整っており、かつ、働きがいのある仕事です。少しでも海港取締に興味を持っていたら幸いです。皆さんと海港で取締りを実施できる日を楽しみにしています。



ニセモノの氾濫をせきとめる



知的財産

関 柁弥

平成28年一般職(大卒程度)行政
東京税関業務部
総括知的財産調査官付(門司税関採用)

皆さんは普段の生活の中で、ニセモノを目にしたことはありますか？
税関では令和4年に100万点を超えるニセモノ(正確には、商標権などの知的財産を侵害する物品)を差し止めました。近年では健康を脅かすニセモノも多く、医薬品の差し止めは14万点に達しています。もし皆さんが口にした医薬品がニセモノだったらどうでしょうか?考えるだけでゾッとします。ニセモノは医薬品に限らず、日用品から娯楽品まで様々で、今まさに皆さんが手にしようとしている可能性もあります。

そして、これらのニセモノを取り締まる全国の税関の統一的な運用を確保しているのが総括知的財産調査官です。その他に、権利者からの相談対応やニセモノであるかの判断に際して全国の税関への助言も行っています。相談対応からニセモノの発見、廃棄までの全過程に携われるのは、ここだけの魅力です。

ところで、皆さんは好きなものはありますか？
スポーツやアニメ、衣類など様々あるかと思いますが、実は皆さんの「好き」はニセモノの差し止め大いに役立ちます。ニセモノの効果的な差し止めには、元となったホンモノの知識が必要です。「あのブランドがこんなグッズを!」など、皆さんの「好き」が私たちを安全・安心へと導く「武器」になるとすれば、それはとても素敵なことだと思います。

皆さんの「好き」を守るために、そして私たちの国を守るためにも、ともにニセモノと闘いませんか?皆さんとホンモノの笑顔をかち合える日を楽しみにしています。



事件解決と安全安心な社会の実現に向けて



犯則調査

多嘉良 弥

平成23年Ⅲ種行政
横浜税関調査部
統括審理官(検察第8部門担当)付

私は調査部審理部門で関税法違反事件の調査を行っています。
関税法違反事件とは、海外からの旅客の手荷物や輸入貨物などに、覚醒剤、偽ブランド品などを隠匿して輸入しようとしたり(密輸入)、貨物の価格を偽って申告し関税を免れようとしたり(関税脱税)、輸出してはならない国向けに輸出しようとしたり(不正輸出)する、関税業務に関する犯罪のことです。

事件調査は、具体的には事件の関係者や関係先に対する張込や尾行、官公庁等公私の団体からの情報収集などの内偵調査に始まり、関係先の捜索や証拠品の押収、スマホなどのデジタルデータの解析を含めた証拠品の精査、関係者の取調べなどを行って、事件の証拠となるものを集める仕事です。

張込、尾行、捜索、取調べなどと聞くと、刑事ドラマなどでよく見る警察官のイメージが強いと思いますが、審理部門ではそのイメージに近い仕事をしています。
覚醒剤や大麻などの不正薬物の事件では、警察、麻薬取締部、海上保安庁などと協力して事件を調査することが多く、時には事件に関わった犯罪組織を突き止めるために、泳がせ捜査を実施することもあります。

関税法違反事件は社会に与える影響が大きい事件も多くあり、社会的責任を感じることもありますし、事件によってはなかなか解決に結びつかないこともあります。それでも諦めずに調査を続けた結果、重大な証拠を発見し、事件解決に導いた時には強い達成感と自身の成長を感じることができます。

皆さんと一緒に、安全・安心な社会の実現に向けて仕事ができる日を楽しみにしています。



日本の安全な生活を支える



通 関

出口 野乃花

平成31年一般職(大卒程度)行政
 長崎税関鹿児島税関支署
 志布志出張所統括審査官付

私は、長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所通関部門に所属し、通関業務や輸出入相談への対応、貨物検査等を担当しています。

通関とは、輸出入する貨物に係る申告を受理し、必要に応じて「審査」や「検査」を行い、輸出入の許可を行う一連の税関手続きのことです。

「審査」は、申告された貨物の数量や価格、税率が適正であるか、また例えば、食品であれば食品衛生法に基づく必要な手続きを経ているかの確認を行い、「検査」は、貨物が申告どおりであるか、違法薬物等の「輸出入してはならない貨物」が紛れていないか、という観点で行っています。

審査や検査の内容は多岐にわたるため、数多くの高度な法令知識や商品知識が必要です。すべてを把握することは容易ではありません。しかし、その分、これまで知らなかった知識を吸収することが可能であり、自分の成長に繋がるやりがいのある仕事です。

税関の業務は専門的な知識が必要とされるため、充実した研修制度があり、現場では上司や先輩からの適切なサポートが受けられます。

私たちは日ごろから、ものに囲まれて生活していますが、その中には外国製品がどれくらいあるでしょうか。皆さんが思っている以上に多くの外国製品に囲まれて生活しています。原油やガスもそうです。それらはすべて税関での輸出入手続きを経て日本に輸入されたものであり、通関部門は日本の安全かつ便利な生活を支えている重要な仕事だと感じています。



輸出入には欠かせないもの



品目分類

市川 智一

平成18年II種化学
 東京税関業務部
 首席関税鑑査官付審査官

私の所属する首席関税鑑査官部門では、品目分類の業務を専門に行っています。中でも、輸出入申告の際に必要な品目番号の問い合わせに対し、国際的なルールに基づき品目番号を回答することが主な業務となります。

皆さんが普段目にする、飲食物品、化学品、衣類、電化製品など多くの物品が輸出入されています。

特に輸入される物品には関税が課され、その税率は関税率表という表に、物品によって異なる9桁の品目番号ごとに定められており、その品目番号は15,000以上あります。

コップを例にすると、プラスチック、紙、陶器、ガラス、金属などの素材で作られています。それぞれ品目番号と関税率が異なります。

物品の原料、成分、製法などから、どのようなものが正しく把握し、国際的なルールに従って適切な品目番号を回答することは、適正かつ公平に関税等を徴収するという税関の使命に繋がる大切な業務です。

また、品目番号は関税だけでなく、財務省貿易統計や世界情勢に対応した関税政策にも関わるため、慎重な検討が必要となることもあります。物品を正しく把握するために、いろいろな分野の商品知識が必要となり、時には科学技術の進歩や時代の流れを反映した新商品を見ることもあり、日々勉強になります。

品目分類の業務を簡単に紹介しましたが、税関には品目分類以外にも多くの業務があります。税関の仕事に興味を持った方は税関を志望してみるのはいかがでしょうか。



関税等の申告漏れを見逃さない



事後調査

生田 和考

平成22年II種行政
 門司税関調査部
 統括調査官(調査第2部門担当)付調査官

私は門司税関で輸入事後調査の仕事をしています。輸入事後調査がどのような仕事なのか知っている方は少ないと思いますが、私もこの仕事をやるまでほとんど知りませんでした。

輸入事後調査は、輸入者の事業所等を訪問して、契約書等の貿易関係書類や総勘定元帳の帳簿書類等を見せてもらい、輸入時の納税申告が適切に行われているかを事後的に調査する仕事です。調査の結果、申告内容に誤りがある場合は不足税額等を納付してもらい、今後の納税申告が適切に行われるよう指導します。

近年は、海外からのインターネット通販貨物が増加しているほか、輸入の取引形態も多様化しています。このような中、関税等の適正かつ公平な課税を確保するために、輸入事後調査の果たす役割も大きくなっていきます。

輸入事業者を相手にする仕事ですので、貿易や会計・経理、社会経済情勢に関する知識のほか、語学力やコミュニケーション力など調査職員に求められるものは多く、私自身もまだまだ未熟ですが、複数人で調査に臨むため、分からないことは経験豊富な上司に教えてもらいながら仕事を進めています。また、研修を活用して業務に必要な知識や能力を習得することも可能です。

税関には輸入事後調査の他にも様々な仕事があり、変化する社会情勢に柔軟に対応しながら貿易の健全な発展と安全な社会の実現を目指していますので、社会貢献を実感できる職業だと思っています。責任感が強く熱意を持った皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。



国際貿易の最前線に携わる



原 産 地

岩尾 満帆

平成29年一般職(大卒程度)行政
 名古屋税関清水税関支署
 原産地調査官付

皆さんは、身の回りにある「モノ」の原産国について考えたことがあるでしょうか?例えば、ニュージーランドで収穫されたぶどうを使用してオーストラリアで製造したワインの原産国はどこになると思いますか?

RCEP協定や日EU協定といった経済連携協定(いわゆるEPA)を適用すると、EPA相手国の原産品は優遇された低い関税率で輸入することができますが、そのためには各EPAで定められているルールに則り「モノ」の原産国を決める必要があります。私が所属する原産地部門では、こうしたルールに則りEPAの適用可否などを日々検討しています。

また、輸入者や関係業者の方からの電話や対面による相談への対応や、実際にEPAを利用して輸入許可された貨物について、EPAの適用が適正であったかを事後的に確認する業務などを行っています。EPAの適正な利用は輸入者や私たち消費者のメリットとなり、また日本の貿易促進に繋がります。学生時代にはニュースでしか聞いたことのないEPAに仕事として携わることができ、面白みを感じています。

私は平成29年に名古屋税関に採用され、現在の原産地部門は3つ目の部署になります。税関では数年毎に異動があるので、様々な分野の仕事に携わることができ、税関業務は幅広く、一見全く異なる分野の仕事に思えても、前の部署で得た知識を次の部署でも活かすことができ、業務の繋がりを実感します。皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。



物流の最前線にいる企業のパートナーとして



A E O

大塚 亮平

平成19年Ⅱ種行政
神戸税関業務部
認定事業者管理官付調査官

AEO(Authorized Economic Operator)制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守(コンプライアンス)の体制が整備された事業者を税関が承認・認定し、税関手続きの緩和・簡素化措置を提供する制度です。

私の所属する認定事業者管理官(AEO部門)では、AEO制度に参加を希望する事業者に対する承認・認定のほか、承認・認定した事業者に対する監査等を行っています。限られた人員の中で水際を守るためには、国際物流に携わる企業との協力関係は欠かせません。コンプライアンス等の優れた事業者以外のリスクの高い貨物に、税関のマンパワーを投入するためにも、制度の維持、管理が重要な役割となっています。

事業者とは日々のコミュニケーションに加え、工場や倉庫などの現場訪問を行い、組織内部を詳しく把握するとともに、信頼関係の構築に努めています。その過程において物流の最前線で働く方々の知識、考え方のほか各種物流業界の状況を知る機会を得ることができるため勉強になっています。

税関業務は多岐にわたっていますので、専門知識を生かしたい、様々な業務を経験して自分に合った分野の専門性を高めたいなど自分にあったキャリアパスを描ける環境であると思います。また、職員一人ひとりが持つ知識、経験を活かしながらチームとして業務にあたりますので、個人としても組織としてもやりがいのある職場ではないかと思えます。税関職員として皆さんと一緒に働けることを楽しみにしています。



開発途上国が抱える課題の解決をサポート



技術協力

小栗 章司

平成14年Ⅱ種行政
名古屋税関業務部
首席原産地調査官付上席調査官

税関では国内業務に留まらず、世界を舞台に活躍することができます。そうした機会の1つが「関税技術協力」です。関税技術協力とは、政府開発援助(ODA)の一環として関税局及び税関が行っている開発途上国の制度改善や人材育成を支援する仕事です。

関税技術協力の主な実施形態として、日本国内に相手国の職員を受け入れる「受入事業」と、日本の職員が海外に派遣される「専門家派遣事業」があります。

私は、普段の業務に加えて、AEOや原産地などの分野の短期専門家として、これまで東南アジアを中心に多くの国に派遣され、その国が抱える課題の解決をサポートしてきました。例えば、貿易円滑化に向けた近代的な制度を導入しようとしている国が、人材育成等の様々な課題からそれらを実現できていない場合、日本の知見を共有しながら、相手国の職員と連携し課題の解決を目指します。異なる言語や環境での仕事は大変なこともあります。無事にやり遂げた時には大きな達成感が得られます。また、技術協力を通じて外国の制度や手続きが改善することは、日本の企業がグローバルにビジネスを展開する上でも非常に重要であるため、意義を感じています。

皆さんも税関で自らの専門性を高め、世界を舞台に仕事をしてみませんか。なお、語学力に関しては、税関は研修制度が充実しており、自信がない方であっても着実にレベルアップできますので、安心してください。皆さんと一緒に活動できる日を楽しみにしています。



システムを通して税関を支える



システム

西川 晃生

令和2年一般職(大卒程度)電気・電子・情報
東京税関総務部
総括システム企画調整官付(神戸税関採用)

日本の国際物流においては様々な電子情報処理システムがあり、輸出入通関等に関する申告・申請等の行政手続きは電子化されています。東京税関総務部総括システム企画調整官は、関税法をはじめとした様々な法律に則って税関関連システムの企画・開発から運用管理まで行っています。つまり、税関の3つの使命を実現する「システム」を支える必要不可欠な仕事です。

代表的なシステムとしてNACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)があります。NACCSとは、税関に関する行政手続きだけでなく、関係省庁に対する手続きや輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務も電子的に処理する、日本の国際物流の根幹を成すシステムです。そして、このNACCSの利用者が円滑にシステムを利用できるよう運用管理するのが私の仕事です。具体的には、法令改正や新しい国際協定の発効に対応するためのシステム設定、職員からのNACCSに関する問合せ対応、システム障害時における関係者との連絡・調整等を行っています。システム設定では、法令改正等の内容を理解し、関係する税関業務を整理する必要があるため、制度や流れを深く学ぶことができます。

私は、大学で情報工学を専攻しており、そこで得た知識がシステムの仕組みや流れの理解に繋がります。また、システムに設定されている税率が法令上正しいかどうかの検証にも役立っています。しかし、その知識と経験は入関前から必要不可欠というわけではなく、配属後の研修や、先輩職員からのサポートを受け、自然と身につくため不安に思うことはありません。是非私たちと「システム」を通して税関を支える一員になりませんか。



デジタル調査の最前線で真相解明



デジタル・フォレンジック

橋口 俊

平成18年Ⅲ種行政
東京税関調査部
犯則調査センター室審理官(長崎税関採用)

皆さんは「デジタル・フォレンジック」という言葉をご存じでしょうか。初めてこの言葉を目にするという方もいらっしゃるかもしれません。

デジタル・フォレンジック(Digital Forensics)とは、デジタル鑑識とも呼ばれるもので、税関などの法執行機関において、調査・捜査対象の事件を解明するために、事件の関係者が使用するスマートフォンやパーソナルコンピュータ等の電子機器に保存されたデータの証拠保全、解析等を行う一連の手続きになります。

今や多くの人が自分専用のスマートフォンやパーソナルコンピュータを持っている時代です。これらの電子機器は生活に豊かさや利便さを与えてくれる一方で、悪意を持った使用者によって、犯罪のためのツールとして使用されることがあるのも事実です。

それは、不正薬物や知的財産侵害物品の密輸事件、関税の脱税事件や先端技術の流出につながる不正輸出事件といった税関が扱う関税法違反事件においても同様です。

私が所属する犯則調査センター室では、このデジタル・フォレンジックにより、例えば、スマートフォンのSNSアプリに記録されていた密輸の謀議を示唆するやり取りや使用者がパーソナルコンピュータ上から削除したファイルの存在といった事実を明らかにし、各事件の真相解明に寄与するべく日々業務を行っています。

税関にこのような業務があるということ意外に思った方もいらっしゃるかもしれませんが、少しでも興味を持った方は、ぜひ税関への門を叩いてみてはいかがでしょうか。皆さんとともにデジタル調査の最前線で密輸事件の真相解明をしていくことを楽しみにしています。

